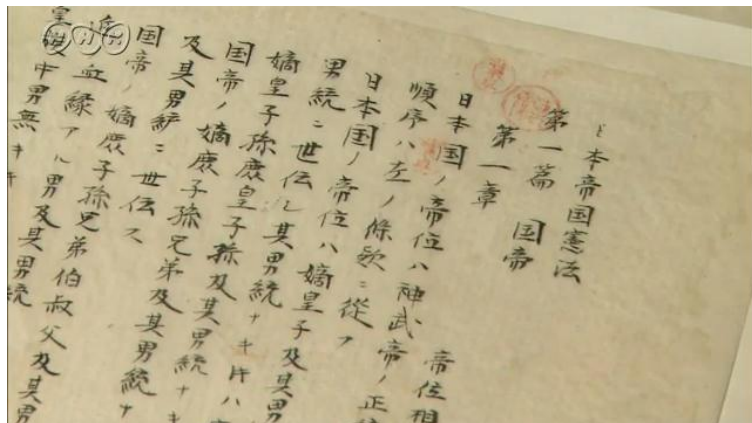


# 日本国憲法の青写真、 敗戦という不幸なまわり道をたどって実現

## 五日市憲法草案



### 「五日市憲法草案」に見えた希望

大日本帝国憲法発布（1889年）に先立つこと8年、29歳の千葉卓三郎が「日本帝国憲法」を起草した。全204条からなり、出色はこの条文。

《日本国民ハ各自ノ権利自由ヲ達ス可（ベ）シ 他ヨリ妨害ス可（ベ）

カ）ラス 且（かつ）国法之ヲ保護ス可シ》

現行の日本国憲法11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」と響き合う。

一躍脚光を浴びたのは2013年のこと。美智子皇后（当時）が、この1年の印象に残った出来事を問われ「『五日市憲法草案』のことをしきりに思い出しておりました」と文書で回答した。「長い鎖国を経た19世紀末の日本で、市井の人々の間に既に育っていた民権意識を記録するものとして、世界でも珍しい文化遺産ではないかと思います」・・・



植木枝盛

自由民権運動の盛り上がりを背景に、五日市草案のような私擬憲法が全国各地で少なくとも40以上つくられた。思想家・植木枝盛（えもり）の「東洋大日本国国憲按（こっけんあん）」（1881年）だ。手厚い人権規定が特徴。「抵抗権」「革命権」も明記された。しかし明治政府はこれら「過激な世論」を警戒し、1881年に国会開設の詔勅を発出。天皇が臣民に与える欽定（きんてい）憲法を制定。発布から56年後、日本は敗戦。

植木枝盛（1857年～1892年）の主張は、明治憲法下では無視・圧殺されながらも、その思想的水脈が完全に涸（か）れることはなく。「歴史家・家永三郎（1913年～2002年）の言」

「枝盛の政治上、社会上の改革論は、日本国憲法体制の青写真であり、半世紀前に国民が望みながら実現しえなかった期待が、敗戦という不幸なまわり道をたどって実現したものとするのは、決して強弁ではない。（『朝日新聞』2025年5月6日）